

公益社団法人秋田県農業公社
建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、秋田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱の第3条の規定により公告する。

令和2年 9月 8日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 佐 藤 博

1 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を紙入札方式により行う。

2 入札参加資格入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。）第4条第1項に規定する資格者名簿（別紙「発注概要書」に示す業務部門に限る。）に登載されていること。
- ③ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録（発注概要書に示す法令等の規程による登録に限る。）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑦ 配置予定技術者（発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- ⑧ その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

(2) 業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

公益社団法人秋田県農業公社ホームページからのダウンロードによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に郵送又は持ち込みにより1部提出すること。FAX、メールでの提出も可とするが、入札時に正規書類を提出のこと。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者についての確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、図面、契約事項、金額を記載しない内訳書、入札心得（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、公益社団法人秋田県農業公社ホームページ上による。

② 設計図書等については、秋田県の設計図書等の複写に関する取扱について（監-1745 平成6年3月30日）で定めている建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、紙面により行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、公益社団法人秋田県

農業公社建設工事等競争入札心得第18第2項各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。) なお、納付方法等については、秋田県財務規則の規定に準ずるものとする。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出すること。なお、持参者は開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては秋田県が定めた「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）によるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、2回までとする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

- ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲

内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は（1）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。

- （4）落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- （5）契約担当者は、（2）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- （6）（5）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、（5）の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- （7）落札者となった者は、秋田県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- （2）開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- （3）同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- （4）同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- （5）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- （6）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- （7）委任状を持参しない代理人の行った入札
- （8）記名押印を欠く入札
- （9）入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- （10）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 配置予定技術者について

- （1）落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。

- (2) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

9 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用する場合にあつては、制度の運用について、公益社団法人秋田県農業公社建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要綱、及び公益社団法人秋田県農業公社建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。
- (6) 発注概要書により最低制限価格制度を適用する場合にあつては、制度の運用について、公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札事務の取扱いによるものとする。
- (7) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び秋田県農業公社建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

発 注 概 要 書

1. 入札に付する事項

委託番号	令和２年度 A第93103号業務委託	
業務名	羽後２期地区 草地畜産基盤整備事業	
委託箇所	雄勝郡羽後町堀内字七久保 地内	
業務概要	家畜保護施設等建築設計業務 １式	
予定履行期間	令和３年 ２月２６日	
最低制限価格	該当有	最低制限価格を設定している
低入札価格調査	該当無	該当なし
電子入札	該当無	該当なし
電子閲覧	該当有	公益社団法人秋田県農業公社ホームページ上で閲覧

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件および入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿			登載業種	建築関係建設コンサルタント業務
			登載部門	建築一般
法令等の規定による登録			登録規程等	建築士法（昭和２５年法律第２０２号）
			登録部門	一級建築士事務所
			建築士事務所の所在地	秋田県南ブロック(大仙市、仙北市、仙北郡、横手市、湯沢市、雄勝郡)に有する
配置予定技術者の資格・経歴	管理技術者		資格要件	一級建築士
			実績要件	特定畜舎等建築物(堆肥舎、飼養施設、搾乳施設等)の建築設計業務
	主任技術者	建築	資格要件	－
		構造	資格要件	－
		電気	資格要件	－
		機械	資格要件	－
	担当技術者	建築	資格要件	－
		構造	資格要件	－
		電気	資格要件	－
		機械	資格要件	－
その他の事項				

3. 入札参加手続き等

(A第93103号)

入札参加資格確認申請書の提出等	提出書類等	ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式1号、必須) イ 同種又は類似業務の実績(様式2号及びその添付書類、該当有の場合) ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式3号、必須)及びその添付書類
	提出期日	令和2年 9月14日(月曜日) 午後5時まで必着
	提出方法及び提出先	申請書等は、公益社団法人秋田県農業公社ホームページよりダウンロードしてください。必要事項を記入の上、郵送、持ち込み又はFAX、メールで提出してください。なお、FAX、メールによる場合は、入札時に正規書類の提出をお願いします。 提出先 〒010-0951 秋田市山王4丁目1番2号 公益社団法人秋田県農業公社 畜産部 畜産指導課 ※詳細は末尾記載事項を参照のこと
設計図書等の閲覧期間	令和2年 9月 8日(火曜日) から 令和2年 9月14日(月曜日) まで	
設計図書等に対する質問期限	令和2年 9月10日(木曜日) 午後5時まで	
設計書等に対する回答期限	令和2年 9月11日(金曜日) まで	
入札書等の提出	開札日時に指定場所に持参のうえ、開札に立会いをお願いします。	
見積内訳明細書の提出	該当 有 ※該当有の場合には、「公益社団法人秋田県農業公社建設工事等入札心得」に示す「見積内訳明細書」を参考に作成し、入札書等と一緒に提出してください。	
開札予定日時	令和2年 9月15日(火曜日) 午後 1時30分 秋田市山王4丁目1番2号 秋田地方総合庁舎5F 502会議室	
落札者の決定及び通知予定日	令和2年 9月16日(水曜日) ※公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札心得による	

その他	入札参加の辞退	入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出した後、落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないことになったときは、改札前にあつては入札辞退届を、改札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
	入札執行	入札執行回数は、2回までとする。 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。
入札、設計図書等に対する問い合わせ先		〒010-0951 秋田市山王4丁目1番2号 公益社団法人秋田県農業公社 畜産部 畜産指導課 電話番号 : 018-893-6213 ファクシミリ : 018-895-7210 電子メール : nyusatu@ak-agri.or.jp ホームページ : http://www.ak-agri.or.jp/
その他の事項		落札者は、契約締結前に「参加資格確認申請書の提出先」あて、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行った上、「重要事項説明書」を2部提出すること。併せて、「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を2部提出すること。

4. 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、同規則及び秋田県農業公社条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

5. その他

入札にあたっては、「公益社団法人秋田県農業公社建設工事等入札心得」や「公益社団法人秋田県農業公社建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査取扱実施要綱」などを熟知のうえ行うものとする。また、不明な点は上記あてに照会すること。